

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2022年6月20日
【会社名】	株式会社サカイ引越センター
【英訳名】	Sakai Moving Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 哲康
【本店の所在の場所】	堺市堺区石津北町56番地
【電話番号】	072-244-1174
【事務連絡者氏名】	取締役経理本部長 真鍋 彰郭
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区石津北町56番地
【電話番号】	072-244-1174
【事務連絡者氏名】	取締役経理本部長 真鍋 彰郭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月18日開催の当社第45回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月18日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円

配当総額 1,219,791,840円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月20日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,000,000,000円

減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、田島哲康、居倉義文、田島通利、山野幹夫、真鍋彰郭、飯塚健一、井崎康孝及び田中計久を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として前川憲三、長野智子、高橋正哉を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として真鍋彰郭、佐野明彦を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	190,830	87	0	(注)1	可決(99.82%)
第2号議案	190,830	87	0	(注)2	可決(99.82%)
第3号議案				(注)3	
田島 哲康	173,249	17,668	0		可決(90.62%)
居倉 義文	190,236	681	0		可決(99.51%)
田島 通利	190,246	671	0		可決(99.52%)
山野 幹夫	190,254	663	0		可決(99.52%)
真鍋 彰郭	190,228	689	0		可決(99.51%)
飯塚 健一	190,245	672	0		可決(99.51%)
井崎 康孝	190,310	607	0		可決(99.55%)
田中 計久	190,591	326	0		可決(99.70%)
第4号議案				(注)3	
前川 憲三	188,783	2,134	0		可決(98.75%)
長野 智子	190,334	583	0		可決(99.56%)
高橋 正哉	168,842	22,075	0		可決(88.32%)
第5号議案				(注)3	
真鍋 彰郭	190,139	778	0		可決(99.46%)
佐野 明彦	179,318	11,599	0		可決(93.80%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上